

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五一）本則三条（平成二九・一・二六までに施行）

（行政文書の開示義務）

第五条（特書略）

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ一八（略）

一の二（改正により追加）

二六（略）

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報

が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。